

座談会 判決と三池の立場

ゆずれぬ生きる権利の主張

職場復帰者つつみ、控訴をともに闘う

三池闘争をめぐる福岡地裁の判決について、三池労組員はどうか考えるか。編集部ではつきまわすべく、闘争の中心人物に話を聞いた。

【田中君】 巧勝さん(三十七才、官浦指導部) 野田さん(三十三才、四山指導部) 中克太郎さん(三十三才、三川指導部) 浦池俊洋さん(三十一才、本所指導部) 黒田栄吉さん(四十六才、港務指導部)

職場闘争にますます自信

会社や政府は本当にこわがったるバイ

六月二十七日の判決は、昭和三十五年の三池闘争への判決と判断するにふさわしく、三池の闘争の中心人物の、S社の支配階級の判断を示したものと見え、ますます職場闘争への判断がうけて、どう感じたかを田中君に聞いた。

小さな闘いにも権力は注目

沖さん 裁判所というものは決して労働者の味方ではないと、うちは知っていたが、実際の判決をみて裁判所がいかに三井を守る機関であるかを知られた。判決では指名解雇することを公然と決めていて、職場闘争を会社に害にならざるやうに方針をいかに守らなければならないか、これがポイントだ。

私はこの判決から、いまからの十一年の闘いの中では、職場闘争がいかに重要であるかを感じた。私たちの職場や地域での闘いの中心の闘争は、国家



判決をみつめる人たち

権力は注目しているのだと、野田さん この判決は私たちが知っていた。否定的な結果が出ることを待ちのぞいたのではないかと。

十一名の人が勝訴し、解雇無効を勝ち取り、他の大多数の人たちがさきに法廷闘争をつづけるわけですが、この人たちのように連帯してゆくか今後の問題だと思います。

場所はちがえ、ともに闘う

勝訴、控訴の別はない

勝ち負けただけでなく、浦池さん 法廷闘争の中心は一人ひとりの勝敗ではなく、三池の闘いの正しさをひろげていく闘いの一つであるし、今後法廷闘争をさらに闘い抜く人々と職場との交流を、さらに活発にしていかねばならない。解雇無効を勝ち取ったのは十一名だが、これはみんなの自信をいっそう強めたと思う。だから、法廷闘争を闘う人たちが三池の労働者として、場所

激電

十年にわたる引きのほしと不当な処分を聞き新たな怒りを感じ、闘いの火をひろげるために前進しよう。

十年の長い判決はあまりにも不当だ、十二名の勝利を足場に十一年闘争として共に断固闘い抜きましょう。

社会主義協会九州支局 川口、瀬戸口、小島

三池十年の闘いは私たちに労働者の力の形式をおしえました。首切りやあざむきや笑いははじまりました。人間のさげすみをいかに高くあげよう。十二名の首切りをあくまで許さな。

北九州まなぶ友の会

されたが、この判決ではどんなことでも会社再建のためには文句をいふなというところであり、その中で勝訴した十一名の人々の、職場復帰後の意志統一が大切だと思

控訴をこらえ運動を巧勝さん 警察や裁判所ともその本質からいって結果は予想されていた。その中で十一名の職場復帰を勝ち取ったことは、労働者階級の連帯の力があつたからとそれだと思ふ。三池独自の闘いもきびしい内容があつたにちがいない。

控訴をともに闘う 巧勝さん 昨年の総選挙で自民党独裁が強化されてから、政府自民党などのやり方は極端にひどくなつてきた。

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

控訴をともに闘う 黒田さん 職場では「あんちきしょう」が三池とつたげんむじつとみまきまの「ん」といふ。いままの闘いをいっ

全く不当な判決内容

解雇は自由

職場闘争は否定

一、指名解雇について したがって、本件申請人に対する解雇の有無については永続的経営危機を打開し企業の再建を図るため、経営者の責任と裁量により、費用節減の手段としてなされた本件解雇が原則的に違法であり、不当労働行為を評価したうえで、解雇権の濫用にあたることは認められぬ。

二、職場闘争について 「労働者が正規の労働行為によらないで実力行使し、正常な労働提供を怠りまたは他人をして怠らして生産を阻害し、職場秩序をみだす行為は、それが職場闘争行為としてなされたか否かを問わず、一般に正当な組合活動の枠を逸脱し業務阻害行為として評価されることは当然である。」

三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由

三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由

三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由

三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由

三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由 三、仮処分を認める理由

十九日に定期総会

三池労組の一九七〇年度定期総会は、七月十九日(日)午前九時から荒尾公会堂でひらかれます。代議員、傍聴者の参加を。